

議員提出議案第7号

沖縄県尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書の提出について

地方自治法第99条及び狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

平成22年12月13日

狭山市議会議長 手島秀美様

提出者	狭山市議会議員	東山	徹
賛成者	同	新良	守克
	同	伊藤	彰
	同	磯野	和夫
	同	広森	すみ子

沖縄県尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

9月7日、沖縄県石垣市尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方検察庁は同月24日、公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を処分保留のまま釈放することを決定した。

「尖閣諸島は日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解である。過去の経緯を見ても中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは、1970年代以降であり、それ以前はどの国も異議を唱えたことはなかった。

しかし今回、中国人船長が逮捕されると、中国は、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談の見送り、そして日本人4人の身柄を拘束するなどの対抗措置をとり、観光客の訪日中止など日本の各種産業にも悪影響が出ている状況にある。

このような流れの中で、船長を釈放したことは「中国の圧力に屈した」との印象を与え、今後同様の事件に関しては、国内法に基づいて厳正に対処していく姿勢を貫かねばならない。また、このような結果は、国際社会にも誤ったメッセージを与え、極めて遺憾である。

よって、狭山市議会は政府に対し、毅然とした外交姿勢を確立するよう、下記事項の実現を求めるものである。

記

- 1 「尖閣諸島は日本固有の領土である」との態度を明確に中国及び諸外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
- 2 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオの公表を含め、事実関係の解明に努めること。
- 3 政府は、国会の場で国民に対し説明責任を果たすこと。
- 4 中国からの謝罪や賠償の請求には応じず、日本が被った損害について賠償請求すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

埼玉県狭山市議会

提出先

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣